

ISO/TC71 対応国内委員会規定

制定：1998年12月2日

改正：2007年10月23日

改正：2011年 3月18日

(名称)

第1条 この委員会は、ISO/TC71 対応国内委員会（以下、委員会という）と称する。
英文名は Japanese National Committee on ISO/TC71 (Concrete, Reinforced Concrete and Prestressed Concrete)とする。

(目的)

第2条 委員会は、日本コンクリート工学会が ISO に関して行う業務の内、ISO/TC71 の国際標準化事業に協力し、国内の関連機関・委員会等との連携を密にした上で、国際規格の発案と審議を行うとともに、わが国コンクリート工学の発展を図ることを目的とする。

(事務所)

第3条 委員会は、東京都千代田区の公益社団法人日本コンクリート工学会（以下、JCI という）内に設置し、事務局は JCI がこれに当たる。

(事業)

第4条 委員会は、日本工業標準調査会（JISC）と密接な連絡を保ち下記の業務を行う。

1. 国際規格の発案と審議
2. 日本工業標準調査会の委託事業の審議および答申
3. 国際会議への代表派遣
4. 各国関係規格および資料の調査研究
5. ISO/TC71 本部、幹事国および関係各国との連絡
6. ISO 規格と国内規格との調整
7. その他第2条の目的達成のために必要な業務

(委員会)

第5条 委員会は、JCI 会員および関係各界有識者から委員長1名、副委員長1名、幹事1名、委員20名以内の委員をもって構成する。

委員長は、JCI 会員の中から標準化委員会が推薦し、理事会が決定する。副委

員長、幹事および委員は委員長が指名する。

委員長、副委員長の任期は2年とし、2期4年の重任を妨げない。幹事及び委員の任期は2年とし、再任をさまたげない。

(委員会の招集および成立)

第6条 委員会は委員長が招集し、必要に応じて随時開催する。

(WGの設置)

第7条 委員会には、ワーキンググループ(以下、WGという)を必要に応じて設けることができる。

WGの主な業務は、第4条の事業に関する専門的業務について、調査および審議を行い、業務が終了しだい解散する。

それぞれのWGは、WG主査1名、WG幹事1名およびWG委員20名以内をもって構成する。

WG主査は委員長が指名し、WG幹事及びWG委員はWG主査が推薦し委員会が決定する。

WGは、それぞれのWG主査が招集し必要に応じて随時開催する。

(その他)

第8条 前各条に定めるものの他、委員会およびWG運営に必要な事項は、委員長が委員に諮って定める。

付則

この規定は2011年4月1日から実施する。

この規定の改廃は委員会が発議し、標準化委員会が決定する。